

**平成30年度
短期入所〔サービス項目中心〕 共通評価項目（利用者調査）**

共通フレーム	No.	共通評価項目	標準調査票 質問文 (成人用)	標準調査票 質問文 (児童用)	項目のねらい	関連する項目
サービスの提供	1	食事の時間が楽しいひとときになっているか	あなたにとって食事の時間は楽しいひとときとなっていますか	あなたにとって食事の時間は楽しいひとときとなっていますか	・日常生活の中で重要である食事の時間を、利用者が楽しいひとときと感じているかを調査します。	6-4-2
	2	事業所の設備は安心して使えるか	あなたの身の回りにある設備は安心して使えますか	あなたの身の回りにある設備は安心して使えますか	・事業所の作業や活動で使用する設備について、利用者が安心して使用できていると思うかを調査します。	6-4
	3	事業所の生活に安心感があるか	あなたは、事業所での生活が安心できますか	あなたは事業所に安心して泊れますか	・事業所を利用するにあたって、安心感をもって過ごすことができているかを調査します。	6-4-5
	4	利用時の過ごし方は個人のペースに合っているか	事業所での過ごし方は、あなたにとって合っていると思いますか（急がされたり待たされることはないですか）	事業所での過ごし方は、あなたにとって合っていると思いますか（急がされたり待たされることはないですか）	・利用する際の過ごし方（急がされたり、待たされたりすることがないか等）が自分のペースに合っていると感じているかを調査します。	6-4-5
安心・快適性	5	事業所内の清掃、整理整頓は行き届いているか	あなたは、（事業所名）の共有スペースは清潔で整理された空間になっていると思いますか	あなたは、（事業所名）の共有スペースは清潔で整理された空間になっていると思いますか	・事業所内の清掃、整理整頓等、清潔感が求められる場所として、トイレ・浴室・食事スペースなどに特に着目して調査します。	6-4-5
	6	職員の接遇・態度は適切か	あなたは、職員の言葉遣いや態度、服装などが適切だと思いますか	あなたは、職員の言葉づかいや態度、服装などがきちんとしていると思いますか	・職員の接遇・態度として、服装や身なり、言葉遣い、態度について、利用者が適切だと感じるかを調査します。	6-5-1 6-5-2
	7	病気やけがをした際の職員の対応は信頼できるか	あなたがけがをしたり、体調が悪くなったときの、職員の対応は信頼できますか	あなたがけがをしたり、体調が悪くなったときの、職員の対応は信頼できますか	・突発的な病気やけがに限らず、配慮すべき慢性的な病気やけがも含め、職員の対応が信頼できるかを調査します。	6-4-4
	8	利用者同士のトラブルに関する対応は信頼できるか	あなたは、利用者同士のいさかいやいじめ等があつた場合の、職員の対応は信頼できますか	あなたは、他の人同士のトラブルやいじめ等があつた場合、職員がきちんと対応してくれていると思いますか	・利用者同士のトラブルは、本人だけでなく、他の利用者間のいさかいやいじめ等も含め、実際にそういう場面での職員の対応が信頼できるかを調査します。	-
利用者個人の尊重	9	利用者の気持ちを尊重した対応がされているか	あなたは、職員があなたの気持ちを大切にしながら対応してくれていると思いますか	あなたは、職員があなたの気持ちを大切にしながら対応してくれていると思いますか	・利用者の考え方を受けとめ、それらを踏まえて行われる職員の対応に着目して調査します。	6-5-2 利用者保護2
	10	利用者のプライバシーは守られているか	あなたのプライバシー（他の人に見られたくない、聞かれたくない、知られたくないと思うこと）を職員は守ってくれていると思いますか	あなたは、他の人に知られたくないことや内緒の話などの秘密を職員が守ってくれていると思いますか	・プライバシーについては、他の人に見られたくないこと、聞かれたくないこと、知られたくないことに対する職員の配慮に着目して調査します。	6-5-1
	11	サービス内容に関する職員の説明はわかりやすいか	あなたのサービス内容についての説明は、わかりやすいと思いますか	あなたのサービス内容についての説明は、わかりやすいと思いますか	・サービス内容に関する説明は、支援内容や活動目標など、日常の中で行われている職員からの説明なども含めて調査します。	6-1-1
不満・要望への対応	12	利用者の不満や要望は対応されているか	あなたが不満に思ったことや要望を伝えたとき、職員は、きちんと対応してくれていると思いますか	あなたが不満に思ったことや要望を伝えたとき、職員は、きちんと対応してくれていると思いますか	・不満や要望の言いやすさにも留意し、職員が利用者のニーズを受け止め、丁寧な対応をしているかに着目して調査します。 ・対応については、要望に応えられない場合にも、きちんと説明が行われているかに着目して調査します。	6-5-2 利用者保護1
	13	外部の苦情窓口（行政や第三者委員会等）にも相談できることを伝えられているか	あなたが困ったときに、職員以外の人（役所や第三者委員など）にも相談できることをわかりやすく伝えてくれましたか	あなたが困ったときに、職員以外の人（役所や第三者委員など）にも相談できることをわかりやすく伝えてくれましたか	・外部の苦情窓口として、利用者の苦情や相談に対して何らかの対応を行なうことができる人物や組織（第三者委員、民生委員、各種相談センター等）についての情報が提供されているかを調査します。	利用者保護1